

エコ・パワー株式会社「稚内市・豊富町風力発電事業に係る
環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成28年5月25日
経済産業省

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、稚内市・豊富町風力発電事業に係る環境影響評価方法書について、エコ・パワー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告の内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：北海道稚内市、豊富町
原動力の種類：風力（陸上）
出力：最大70,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成27年 5月28日
環境大臣意見受理	平成27年 7月24日
経済産業大臣意見発出	平成27年 8月12日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成28年 1月14日
住民意見の概要等受理	平成28年 3月16日
北海道知事意見受理	平成28年 5月 6日
経済産業大臣勧告発出	平成28年 5月25日

問い合わせ先：電力安全課 長村、高須賀

電話：03-3501-1742（直通）

エコ・パワー株式会社「稚内市・豊富町風力発電事業に係る環境影響評価方法書」
に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 総論

本事業の対象事業実施区域周辺には、既設及び計画中的他社の風力発電事業がある（一部の事業計画とは区域が重複）ことから、累積的影響が生じるおそれがある場合は、関連する環境影響評価項目に係る累積的影響についても客観的かつ具体的な方法により調査、予測及び評価すること。

2. 各論

(1) 大気質について

工事用資材等の搬出入による窒素酸化物及び粉じん等について、周辺で計画する他社事業と工事時期が重複する場合は、それら事業との累積的な影響についても十分かつ適切な調査地点を設定し、調査、予測及び評価すること。

(2) 騒音及び超低周波音について

① 施設の稼働による騒音及び超低周波音については、対象事業実施区域及びその周辺が元来静穏な地域であること、住宅等が点在していることを踏まえ、風力発電設備の配置等に応じ、適切な調査及び予測地点を選定し、十分かつ適切な調査を行った上で、評価に当たっては最新の知見を用いるとともに、風力発電設備の適正な配置や構造の検討等により、影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価すること。

また、本事業の対象事業実施区域周辺には、既設及び計画中的他社の風力発電事業がある（一部の事業計画とは区域が重複）ことから、累積的な影響が生じるおそれがある場合には、客観的かつ具体的な方法により調査、予測及び評価すること。

② 周波数200ヘルツ以下の帯域については、3分の1オクターブバンド中心周波数の音圧レベルでも調査、予測し、低周波音の感覚実験結果との比較により評価すること。

③ 工事用資材等の搬出入による騒音及び振動について、周辺で計画する他社

事業と工事時期が重複する場合は、それら事業との累積的な影響についても十分かつ適切な調査地点を設定し、調査、予測及び評価すること。

(3) 水環境について

- ① 工事の実施により発生するおそれのある水の濁りに係る環境保全措置については、降雨の傾向を踏まえ、十分かつ適切な調査地点を設定するとともに、沈砂池等の施設の構造や処理能力等から理論計算等が可能なものは、定量的に調査、予測及び評価すること。
- ② 工事の実施により発生するおそれのある水の濁りについて、周辺で計画する他社事業と工事時期が重複する場合は、それら事業との累積的な影響についても十分かつ適切な調査地点を設定し、調査、予測及び評価すること。

(4) 風車の影について

施設の稼働後におけるシャドーフリッカーについては、風力発電設備の適正な配置や構造の検討等により、影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうか、調査、予測及び評価すること。また、本事業の対象事業実施区域周辺には、既設及び計画中の他社の風力発電事業がある（一部の事業計画とは区域が重複）ことから、累積的な影響が生じるおそれがある場合には、客観的かつ具体的な方法により調査、予測及び評価すること。

(5) 動物について

- ① 動物相の調査については、土地改変や樹木の伐採を予定する場所を網羅するよう調査ルートを設定するとともに、谷状の地形についても調査ルートに含めること。特に、水流が認められる湿潤な場所については、両生類の繁殖の場所ともなることから、可能な限り上流まで調査すること。
- ② ほ乳類及び昆虫類の捕獲調査地点については、土地改変や樹木の伐採等による影響を適切に予測するため、生息環境に応じた適切な場所を選定すること。
- ③ コウモリ類については、正確な生息状況を把握するため、生息の特性に応じて適切な期間を設定し調査するとともに、バットディテクターによる調査は、必要に応じ専門家等からの助言を得て、客観的な根拠に基づき、適切な調査時期、調査地点及び日数を設定し調査すること。

- ④ 対象事業実施区域はガン・カモ科の鳥類の渡りのルート上にある可能性があるほか、上勇知地区では、海ワシ類が冬季間に砂丘林をねぐらにし、海岸線沿いを主な餌場としている。また、対象事業実施区域の周辺においてオジロワシの営巣が確認されている。

このため、水鳥類等及び希少猛きん類の風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等の回避のため、必要に応じ専門家等からの助言を得て、宗谷地域における風力発電設備での飛翔行動及び衝突事故発生事例の分析等に関する最新の知見を可能な限り収集するとともに、周辺の既設及び計画中的他社の風力発電事業との累積的な影響についても考慮し、適切な調査時期及び調査地点を選定し、調査、予測及び評価すること。

- ⑤ 希少猛きん類の調査は、年間を通じて実施し、当該調査を通じて営巣が確認された場合には、当該営巣について調査期間は2営巣期を含む1.5年以上に設定するとともに、特に営巣期における行動圏解析等を綿密に行うこと。

- ⑥ 兜沼周辺湿地を含む上サロベツ原野は、近年、継続してタンチョウの繁殖が確認されており、今後も生息域拡大の可能性がある。これらの個体は道北地方におけるタンチョウの個体群維持に非常に重要な意味を持つため、最新の生息情報を入手するとともに、必要に応じ専門家の意見等も踏まえ、適切な時期及び方法で十分な調査を行い、生息等への影響について適切に予測及び評価すること。

(6) 植物について

植物相の調査については、工事用資材の搬出入等に利用する道路の敷設や風力発電設備の設置による土地の改変箇所等を明確にした上で、土地改変や樹木の伐採を予定する場所を網羅するよう調査ルートを設定すること。

(7) 生態系について

- ① 生態系の調査にあたっては、集水域などの地形単位や植生、土地利用等のまとまりを考慮して調査範囲を設定し、基盤環境と生物群集の関係を把握するとともに、事業の実施による環境変化が注目種・群集に及ぼす影響を可能な限り定量的に予測及び評価すること。

- ② 注目種・群集の選定については、風力発電の事業特性による環境の変化に

より生息・生育及び繁殖等への影響を受けやすい種・群集であって、対象事業実施区域及びその周辺地域の種の多様性を維持する上で重要と考えられる地形、植生等に依存しているものを十分かつ適切に選定すること。

- ③ ブレードが回転することにより出現する球状の衝突危険空域が、他の風力発電事業と連続することで長大な障壁空間となり、そのことによってもたらされる鳥類等のバードストライクの増加や忌避反応による生息地の縮小、変更、喪失及び渡りを含む飛翔ルートの変更によるエネルギーロスなど、鳥類等の生息環境の変化等を通じて生態系に影響が及ぶことが懸念される。このため、他の風力発電所でのバードストライクの事例や回避行動などのデータ収集や専門家等の助言を得る等により、鳥類等の生息環境の変化が生態系に与える影響について、調査、予測及び評価すること。

(8) 景観について

- ① フォトモンタージュ等の作成に当たっては、四季の変化を踏まえ、また風力発電設備が視認しやすい天候時に行うほか、他の風力発電事業との累積的な影響については、パノラマ画像等を用いて全ての主要な眺望点からの眺望景観及び身近な景観への影響について調査を行い、客観的な予測及び評価をすること。
- ② 上勇知地区については、利尻礼文サロベツ国立公園計画上の道路（車道）である道道106号稚内天塩線に適切な眺望点を追加し、国立公園の景観資源である海浜植生を含む陸域と海域とを一体としてとらえた眺望景観に及ぼす影響について調査し、客観的な予測及び評価をすること。

(9) 人と自然との触れ合いの活動の場について

工事用資材の搬出入に伴う人と自然との触れ合いの活動の場を利用するためのアクセスルートへの影響については、季節変動に十分に配慮した交通量調査等を行い、工事用関係車両の走行が人と自然との触れ合いの活動の場の利用に及ぼす影響について、適切に予測及び評価すること。